

## 小樽商科大学教務委員会規程

(昭和47年4月1日全部改正)

(設置)

第1条 本学に、教務に関する事項を審議するため教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の事項を審議する。

- (1) 教育課程に関する事項
- (2) 学生の学科及び課程の所属に関する事項
- (3) 授業計画に関する事項
- (4) 授業及び試験に関する事項
- (5) 行事予定に関する事項
- (6) 単位互換及び既修得単位の認定に関する事項
- (7) 社会教育講座に関する事項
- (8) 教職課程に関する事項
- (9) その他教務に関する事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育担当副学長
- (2) 各学科から選出された教員 6名

(委員の任期)

第4条 前条第2号の委員の任期は、2年とする。

2 前項の委員に欠員が生じた場合は、これを補充し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、第3条第2号に規定する委員のうちから選出する。

- 2 委員長は、委員会を招集しその議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会は、必要に応じ委員以外の者の出席を認め、意見を聴くことができる。

(専門部会の設置)

第8条 委員会は、専門的な事項を検討するために専門部会を置くことができる。

2 専門部会に関する必要な事項は、委員会が別に定める。

(事務)

第9条 委員会の事務は、教務課が行う。

附 則

- 1 この規程は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 教務委員会規程（昭和31年10月1日制定）は、廃止する。

附 則

この規程は、昭和55年3月17日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この規程は、平成3年10月1日から施行する。
- 2 この規程施行の際、現に改正前の規程第3条第2号の規定により選出された委員である者の任期については、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成10年2月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年9月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年10月1日から施行する。